

千葉県袖ヶ浦福祉センター見直しに関する主な経過について（平成 27 年度）

平成 27 年 9 月 2 日
千葉県健康福祉部障害福祉課

平成 26 年度の主な動き

- 8 月 7 日（木）
第三者検証委員会から県に答申（最終報告）を提出
- 9 月 1 日（月）
千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会の設置
（千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会の改編）
- 10 月 23 日（木）～24 日（金）
平成 26 年度上半期指定管理者モニタリング調査（進捗管理委員会委員参加）
- 11 月 13 日（木）
見直し進捗管理委員会（第 1 回）
報告事項：千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて
指定管理者モニタリングについて
千葉県社会福祉事業団自主事業における不祥事の発生及びその後の対応について
- 2 月 2 日（月）
見直し進捗管理委員会（第 2 回）
報告事項：第五次千葉県障害者計画（素案）について
千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて
- 3 月 4 日（水）～12 日（木）
社会福祉事業団元職員（26 年 3 月 11 日逮捕・26 年 3 月 31 日傷害致死罪
で起訴）の千葉地方裁判所裁判員裁判
- 3 月 23 日（月）
社会福祉事業団元職員裁判千葉地方裁判所判決（傷害致死罪により懲役 6 年・
控訴せず確定）
- 3 月 24 日（火）
見直し進捗管理委員会（第 3 回）
報告事項：第五次千葉県障害者計画（案）について
千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗について
議題：平成 26 年度末までの見直しの進捗の評価（案）
- 3 月 25 日（水）
県有財産（障害者支援施設「アドバンスながうら」建物）の企画提案型譲渡
公募開始
- 3 月 26 日（木）
第五次千葉県障害者計画策定

平成27年度の経過

- 4月1日（水）
平成26年度末までの千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しの進捗の評価公表
- 同日
県と事業団共同で千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについての宣言
- 同日
養育園施設長就任
- 4月8日（水）
県有財産（障害者支援施設「アドバンスながうら」建物）の企画提案型譲渡に係る現地説明会
- 4月26日（日）
袖ヶ浦福祉センター更生園保護者会総会（事業団・県の説明及び意見交換）
- 4月27日（月）
移行ワーキングチーム（第3回）
- 4月28日（火）
事業団理事運営会議（第11回）
- 5月6日（水）
袖ヶ浦福祉センター養育園親の会総会（事業団・県の説明及び意見交換）
- 5月9日（土）
平成27年度強度行動障害のある方の支援者に対する研修開始
- 5月16日（土）
かずさ支援システム(自主事業)保護者会総会(事業団・県の説明及び意見交換)
- 5月18日（月）～19日（火）
県（障害福祉課・君津健康福祉センター）確認調査（改善措置進捗状況の確認）
- ※ 5月19日（火）
確認調査時に進捗管理委員会委員による個別支援計画の確認等も併せて実施
- 5月25日（月）
事業団評議員会
- 同日
事業団理事会
- 6月1日（月）
県有財産（障害者支援施設「アドバンスながうら」建物）の企画提案型譲渡応募締切
- 6月2日（火）
見直し進捗管理委員会（第4回）
報告事項：千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて

- 同日
福祉型障害児入所施設設置候補者公募開始
- 6月16日(火)
移行ワーキングチーム(第4回)
- 6月18日(木)
事業団理事運営会議(第12回)
- 6月26日(金)
県議会健康福祉常任委員会
- 6月29日(月)
県有財産(障害者支援施設「アドバンスながうら」建物)の企画提案型譲渡
公開プレゼンテーション・第2回外部有識者意見聴取会
- 7月1日(水)
第1回千葉県袖ヶ浦福祉センター指定管理者選定に係る外部有識者意見聴取会
- 7月7日(火)
第1回健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会
- 7月8日(水)
第2回県有財産(障害者支援施設「アドバンスながうら」建物)の企画提案型
譲渡に係る選定委員会
- 7月10日(金)
県有財産(障害者支援施設「アドバンスながうら」建物)の企画提案型譲渡に
係る譲渡先法人(候補者)選定結果公表
- 同日
千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
公布・千葉県袖ヶ浦福祉センター指定管理者選定審査要項通知
- 7月13日(月)
事業団評議員会
- 7月14日(火)
事業団理事会
- 7月16日(木)
県(君津健康福祉センター)定期監査・県(障害福祉課)確認調査
- 7月19日(日)
かずさ支援システム(自主事業)保護者説明会(県・事業団共催)
- 7月21日(火)
代宿地域支援センター等(自主事業)事業譲渡先募集開始
- 8月5日(水)
代宿地域支援センター等(自主事業)事業譲渡に係る現地説明会

- 8月6日(木)
移行ワーキングチーム(第5回)
- 8月20日(木)
事業団評議員会
- 8月21日(金)
事業団理事会
- 8月26日(水)
千葉県袖ヶ浦福祉センター指定管理者指定申請書提出締切
- 8月31日(月)
見直し進捗管理委員会(第5回)
報告事項:千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しについて

平成 26 年度末までの千葉県袖ヶ浦福祉センターの見直しに関する進捗状況及びその評価

1 更生園・養育園の管理運営（指定管理者制度等）のあり方の見直し

実 施 内 容	平成 26 年度末までの進捗状況
<p>(1) 期限の設定</p> <p>(ア) 見直しの期間設定（県） 第五次障害者計画の周期とあわせ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で集中見直し期間とする。（第五次障害者計画に集中見直し期間の設定の他、本実施内容について盛り込む。）</p> <p>(イ) 見直しの進捗評価（県） 集中見直し期間中の見直しの進捗について評価する千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会を設け、毎年度末に当該年度の進捗を報告し評価を受け、集中見直し期間終了後に総括評価を受ける。</p>	<p>(1) 期限の設定</p> <p>(ア) 見直しの期間設定（県） 第五次障害者計画の周期とあわせ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で集中見直し期間とし、第五次障害者計画に集中見直し期間の設定の他、本実施内容について盛り込んだ。</p> <p>(イ) 見直しの進捗評価（県） 集中見直し期間中の見直しの進捗について評価する千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会を設け、平成 26 年度の進捗状況等を報告した。</p>

評価 (1) 期限の設定（県）

- 平成 26 年度は下記について進捗が認められた。
- ・ 集中見直し期間（平成 27 年度から平成 29 年度まで）の設定
 - ・ 第五次千葉県障害者計画における答申の方向性に沿ったセンターのあり方の目標設定等
 - ・ 千葉県袖ヶ浦福祉センター見直し進捗管理委員会の設置（諮問）・平成 26 年度評価
- 平成 27 年度以降においても、進行予定にある項目が着実に実行されるよう努めること。

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(2) 管理運営方法の見直し</p> <p>(ア) 集中見直し期間中の管理運営（県） 平成29年度末までは事業団を指定管理者として指定する（現在の指定管理期間（平成23年度から平成27年度まで）後は、非公募で事業団を指定する。）</p> <p>(イ) 集中見直し期間後の管理運営（県） 集中見直し期間終了時点において、民間法人が参入しやすいよう、養育園と更生園をそれぞれ単独の県立施設として管理運営できる体制整備を図る。（利用者に継続した支援を提供する観点から、現在の支援員が継続して支援にあたるよう配慮する。）</p>	<p>(2) 管理運営方法の見直し</p> <p>(ア) 集中見直し期間中の管理運営（県） 現在の指定管理期間（平成23年度から平成27年度まで）後、平成28年度から平成29年度に非公募で事業団を指定する準備をはじめた。</p> <p>(イ) 集中見直し期間後の管理運営（県） 集中見直し期間終了時点において、民間法人が参入しやすいよう、養育園と更生園をそれぞれ単独の県立施設として管理運営できる体制整備に向けた検討をはじめた。</p>

評価 (2) 管理運営方法の見直し（県）

平成26年度は特段の進捗は認められない。

平成27年度は、事業団の非公募指定（平成28年度から平成29年度まで）を行うとともに、民間法人が参入しやすいよう、養育園と更生園をそれぞれ単独の県立施設として管理運営できる体制整備に向け、検討を進めること。

2 今後の養育園・更生園のあり方の見直し

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(1) 少人数を対象としたきめ細かなケアへの転換</p> <p>(ア) ソフト面の見直し</p> <p>① 支援のあり方の見直し（事業団） 外部の計画相談事業所や児童相談所等の関係機関と連携しながら、利用者にとって最も適切な支援環境を考慮した中長期の見通しを持ち、利用者の障</p>	<p>(1) 少人数を対象としたきめ細かなケアへの転換</p> <p>(ア) ソフト面の見直し</p> <p>① 支援のあり方の見直し（事業団） 見直し進捗管理委員会委員による個別支援計画の作成指導、パーソナルサポーターによる個別支援計画や支援記録の確認に基づく提言、指定管理者モニタリングや改善計画の進捗に関する確認調査における指摘等を受け、個別支援計画の作成から実際の支援への反映等について見直しをはじめた。また、利用者にわかりやすく個別支援計画の目的や内容を説明するための資料の作成をはじめた。 個別支援計画のモニタリングに際しては、必要に応じて看護師や栄養士等の専門職が参加するとと</p>

<p>害特性に合った個別支援計画を作成する。個別支援計画の実施（支援）に当たっては、少人数を対象としたケアを基本とし、個々の利用者にもふさわしい支援を実現する。</p> <p>② 開放性の向上（事業団） 施錠が必要な箇所や状態について検討の上職員間で共有し、施錠をより少なくできる環境改善と支援を目指す。また、親しみやすく入りやすい住環境の構築を図る。</p>	<p>もに、保護者の参加を得られるよう努め、利用者一人一人のニーズに合った支援の実現を目指した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モニタリングへの看護師等の専門職の参加 養育園 70名中4名（※）・更生園 87名中62名 ※保護者がモニタリングに来園しやすい土日は看護師が休みであるため、看護師の参加が少なくなっている。 ○児童のケース会議等への看護師等の専門職の参加 養育園 70名中53名 ○モニタリングへの保護者の参加 養育園 70名中57名（※）・更生園 87名中81名 ※保護者の協力が得られず児相担当者が参加したものを含む。 ○利用者本人向けの計画内容等の説明資料の作成 養育園 70名中19名 <p>② 開放性の向上（事業団） 施錠が必要な箇所や状態について検討の上職員間で共有し、下記の施錠箇所を減らすことにより施錠をより少なくできる環境改善と支援を図った。また、利用者の帰省の送迎時や面会時に保護者が原則として寮内で利用者と会えるようにするとともに、寮の内外に利用者の作成した作品等を掲示すること等により、親しみやすく入りやすい環境の構築を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度途中から日中の施錠を取りやめた箇所 養育園 正面玄関・各寮玄関・職員用トイレ・階段 更生園 各寮入り口 ○平成26年度途中から掲示をはじめた箇所又は増やした箇所 養育園 第2寮前 更生園 デイルーム・各寮内・食堂・食堂前廊下
--	--

評価 (ア) ソフト面の見直し（事業団）

平成26年度は下記について進捗が認められるとともに、利用者本人のニーズ・障害特性に合った個別支援計画の作成に向けての取組みが認められた。この取組みは更に進めていく必要がある。

- ・モニタリングへの専門職や保護者の参加
- ・施錠箇所の減少等による開放性の向上

平成27年度以降、進捗がみられた事項も含め、引き続き、支援のあり方を見直すとともに、地域との交流も含め開放性の向上に努めること。

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(イ) ハード面の見直し</p> <p>① 集中見直し期間中の施設環境の整備 (県) 開放的で明るい住環境となるよう、施設整備等により改善を図るとともに、集中見直し期間後(定員減少後)の利用者の特性に合った施設のあり方について検討をすすめる。(平成30年度以降の指定管理者の選定の際に、指定管理者の意見を踏まえた施設整備を行うことを盛り込む。)</p> <p>② 集中見直し期間後の施設環境の整備 (県) 平成30年度以降の指定管理者と協議し、開放的で明るく、利用者の障害特性に合った住環境・生活空間となる施設環境を整備する。</p>	<p>(イ) ハード面の見直し</p> <p>① 集中見直し期間中の施設環境の整備 (県) 開放的で明るい住環境となるよう、養育園第2寮のユニット化や劣化した窓ガラスの交換等の設計を行った(工事は平成27年度に実施予定)。また、更生園の老朽化したエレベーターを1月までに更新した。</p>

評価 (イ) ハード面の見直し (県)

平成26年度は養育園第2寮のユニット化等の設計は行われたが工事も行われておらず、特段の進捗は認められない。

平成27年度以降、利用者の障害特性に合った開放的で明るい住環境の構築に努めること。なお、平成30年度以降の施設整備のあり方についても検討すること

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(2) 定員規模の縮小に向けた取組み</p> <p>(ア) 県全体の入所施設の状況把握 (県) 毎年度、施設入所の待機者に関する状況調査等を行い、県全体での需給状況を把握する。</p> <p>(イ) 障害児(待機児童)の受入先の確保 (県) 県全体で社会的養護を必要とする障害児の受入先を確保するため、養育園の規模縮小で削減される定員40人相当の施設新設等を支援する。</p>	<p>(2) 定員規模の縮小に向けた取組み</p> <p>(ア) 県全体の入所施設の状況把握 (県) 施設入所の待機者に関する状況調査を9月末までにとりまとめた。</p> <p>(イ) 障害児(待機児童)の受入先の確保 (県) 平成27年度当初予算において、福祉型障害児入所施設新設の支援に係る補助金を計上した。 ○平成27年度当初予算額 162,000千円</p>

評価 (ア) 県全体の入所施設の状況把握 (県)

平成26年度は下記が実施された。

- ・入所施設の状況調査

平成27年度以降においても、進行予定にある項目を着実に実施するよう努めること。

評価 (イ) 障害児(待機児童)の受入先の確保 (県)

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・平成27年度における福祉型障害児入所施設整備費用の予算化

平成27年度以降においても、福祉型障害児入所施設の設置が進むよう努めること。その際、施設のハード面だけでなく、一定の時期が来れば退所・移動が可能になるように地域との連携も含めた「あり方」の検討も行うこと。

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(ウ) 袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移行の推進</p> <p>① 施設整備等による受入先施設等の支援（県） 民間施設等で袖ヶ浦福祉センターの利用者を受け入れられるよう、利用者の特性に合った施設改修やグループホーム創設等を支援する。</p> <p>② 移行に関するマッチング・調整の実施（事業団・県） 事業団において、県とともに、知的障害者福祉協会、相談支援事業者、外部有識者等の意見を聴きながら、利用者と施設のマッチング・施設見学・体験利用等を進め、利用者に合った施設やグループホームに移行できるよう調整する。円滑に移行できるよう、移行後も施設訪問等によるフォローを実施する。</p> <p>③ 利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化（事業団・県） 移行等に関する利用者及び保護者の不安を解消するため、保護者説明会の開催や保護者会での説明、その他随時個別の情報提供や意見交換を行うとともに、保護者会の活動を支援し、保護者との関係を強化する。</p>	<p>(ウ) 袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移行の推進</p> <p>① 施設整備等による受入先施設等の支援（県） 平成27年度当初予算において、袖ヶ浦福祉センターの利用者を受け入れられるよう、利用者の特性に合った施設改修やグループホーム創設の支援に係る補助金を計上した。 ○平成27年度当初予算額 75,507千円</p> <p>② 移行に関するマッチング・調整の実施（事業団・県） 事業団において、県とともに、知的障害者福祉協会、相談支援事業者、外部有識者からなる移行ワーキングチームを設置し、利用者のニーズに合った施設やグループホームに移行するための仕組みづくりについて意見を聴いた。更生園保護者会役員会職員合同会においても、移行の仕組み等について意見交換を行った。 ○移行ワーキングチーム 2回 ○更生園保護者会役員会職員合同会 3回</p> <p>③ 利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化（事業団・県） 移行等に関する利用者及び保護者の不安を解消するため、保護者説明会を開催した。また、更生園保護者会役員会と事業団職員の会議の定例化、養育園親の会主催の他民間施設見学の手配、保護者会等の行事への事業団職員・県職員の参加による意見交換を行った。その他、事業団幹部職員が他法人の家族会を見学し、今後の保護者会等の活動支援の参考とするとともに、広報誌の発行等により、保護者への情報提供及び関係強化に努めた。 ○保護者説明会 3回 ○更生園保護者会役員会職員合同会 3回 ○養育園親の会主催による他民間施設見学会(事業団職員同行) 1回 ○保護者会等行事への同席・意見交換 3回</p>

(ウ) 袖ヶ浦福祉センター利用者の民間施設・地域への移行の推進

① 施設整備等による受入先施設等の支援（県）

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・ 袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費用の予算化

平成27年度以降においても、センター利用者の受入施設等の整備が進むよう努めること。

② 移行に関するマッチング・調整の実施（事業団・県）

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・ 移行ワーキングチームの設置・開催

平成27年度以降において、センター利用者の移行が円滑に進むよう、利用者・保護者の意見を聴きながらマッチング・調整に努めること。

③ 利用者及び保護者への情報提供並びに保護者との関係強化（事業団・県）

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・ 保護者説明会の開催
- ・ 更生園保護者会役員会職員合同会の開催
- ・ 養育園親の会主催による他民間施設見学会の開催

平成27年度以降も、引き続き、進捗がみられた事項も含め、保護者への情報提供及び関係強化に努めること。

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(エ) 強度行動障害者支援実施体制の構築</p> <p>① 強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施（県） 強度行動障害のある方への支援を適切に行うために、強度行動障害に関する専門的知識を有する人材を確保するとともに、施設支援員等に対して、強度行動障害についての理解を深め、また、専門性を高めるための体系的な研修を実施する。</p> <p>② 強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施（県） 強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)を引き続き実施し、強度行動障害等について知識・実績のある方で構成する会議等において検証した上で、モデル事業の普及啓発を図る。</p>	<p>(エ) 強度行動障害者支援実施体制の構築</p> <p>①強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施（県） 強度行動障害のある方への支援者に対する研修（千葉県発達障害者支援センターに委託）を通年で34日間実施し、センターからの参加者2名を含む県内施設の支援員16名が受講した。3月14日には実践報告会を実施し、16名が実践成果を参加者（309名）に発表した。 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を2日間実施し、県内居宅介護事業所等のヘルパー等77名が受講した。</p> <p>②強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施（県） 強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)を実施し、強度行動障害のある方への支援のあり方検討会において、モデル事業によって整備されたグループホームへの入居後約1年間の支援内容について報告を受けた。</p>

評価 (エ) 強度行動障害者支援実施体制の構築

①強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施（県）

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・強度行動障害のある方の支援者に対する研修の実施
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の実施

平成27年度以降においても、進行予定にある項目を着実に実施し、一層の拡充に努めること。

②強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施（県）

平成26年度は下記が実施された。

- ・強度行動障害のある方への支援体制構築事業(モデル事業)の実施

平成27年度以降においても、進行予定にある項目を着実に実施するよう努めること。

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
(オ) 医療ケアに関する検討（事業団・県） 定員が減った後のセンターにおける医療ケアのあり方を検討する。	(オ) 医療ケアに関する検討（事業団・県） 理事運営会議において、定員が減った後のセンターにおける医療ケアのあり方について議論した。

- (オ) 医療ケアに関する検討（事業団・県）
平成26年度は特段の進捗は認められない。
平成27年度以降において、定員が減った後のセンターにおける医療ケアのあり方の検討を進めること。

3 事業団のあり方の見直し

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
(1) 職員のモチベーションの向上 (ア) 民間施設等での研修（事業団） 他の法人における支援を実地に学ぶこと によって支援の質及び意識の向上を図るため、千葉県知的障害者福祉協会の協力を得て、民間施設等との交換研修（事業団から他の民間施設への派遣等）を実施する。 (イ) キャリア形成の仕組みの構築（事業団） キャリア形成の仕組みを構築し、職員のモチベーションの向上を図るとともに、将来、センターをリードできる職員を計画的に育成する。	(1) 職員のモチベーションの向上 (ア) 民間施設等での研修（事業団） 県内社会福祉法人の協力を得て、民間施設の見学研修を実施した。 ○県内他施設見学研修2回10名 ○県外他施設視察研修1回1名 (イ) キャリア形成の仕組みの構築（事業団） キャリア形成の仕組みの構築について検討をはじめた。 少人数によるグループディスカッションを実施して全支援員が参加し、人権擁護・虐待防止の意識向上だけでなく、支援上の不安や悩みを共有できる場にもなった。 ○グループディスカッション実施状況 養育園 4月～3月延べ26回 更生園 5月～3月延べ42回

評価 (1) 職員のモチベーションの向上

- (ア) 民間施設等での研修（事業団）
平成26年度は体系的なプログラムに基づく研修は行われず、散発的な研修にとどまった。
平成27年度以降において、体系的なプログラムに基づき、民間施設等での研修の拡充に努めること。
- (イ) キャリア形成の仕組みの構築（事業団）
平成26年度は全支援員参加の研修が数回実施されるなど研修の充実について進捗が認められた。内容的にもグループディスカッションの手法が取り入れられるなど、従前より進捗が認められた。職員同士の意見交換の場として有意義であり、引き続き継続すること。
平成27年度以降において、支援の質を高める観点から体系化されたキャリア形成の仕組みの構築に努めること。

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(2) センター運営への特化</p> <p>(ア) 自主事業の計画的移譲（事業団） 事業団の実施する自主事業については、センターとの関係性や役割について整理した上で、計画的に他の民間法人に移譲し、センター運営に注力する。</p> <p>(イ) 民間との連携強化（事業団） 地域における障害者へのサービスを安定して提供するため、自主事業を移譲した法人とは緊密に連携していく。また、強度行動障害者支援についても、県内関係団体と協議しながら、支援ノウハウの情報発信・事例報告会の開催等を実施し、民間施設等との連携を強化する。</p>	<p>(2) センター運営への特化</p> <p>(ア) 自主事業の計画的移譲（事業団） 自主事業を下記の3つの区分に整理した上で、①及び②の移譲を決定した。(③については、事業団で引き続き実施予定。) ①アドバンスながうら・放課後等デイサービス虹の子 ②代宿地域支援センター・ながうら地域支援センター・ジョブくらなみ ③発達障害児等療育支援事業及び放課後等デイサービスデイ風の子（休止中）</p> <p>(イ) 民間との連携強化（事業団） 強度行動障害のある方への支援者に対する研修に、センターから2名（更生園1名・養育園1名）が参加し、他法人の支援員との情報共有等により交流を深めた。強度行動障害者支援に関する検討会を開催し、民間施設等との連携強化に努めた。 ○強度行動障害者支援検討会 2回・民間施設等から延べ76名参加</p>

- 評価**
- (ア) 自主事業の計画的移譲（事業団）
平成26年度は下記について進捗が認められた。
・自主事業移譲方針の決定
利用者への安定したサービス提供を前提として、移譲を決定した自主事業を円滑に移譲できるよう努めること。
- (イ) 民間との連携強化（事業団）
平成26年度は下記が実施された。
・強度行動障害者支援検討会の開催
平成27年度以降においても、進行予定にある項目を着実に実施するよう努めること。

実施内容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(2) ガバナンスの充実・強化</p> <p>(ア) 執行体制の強化（事業団） 幹部職員は障害者支援の現場に精通した者、役員は支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した者とし、役員等は集中見直し期間において県と緊密に連携し、利用者本位のきめ細かなケアの実現を第一義とした法人運営を行う。</p> <p>(イ) 管理部門の配置の見直し（事業団） 幹部職員が支援現場における利用者処遇の実態をきめ細かく把握し、適切に職員を指導するため、幹部の意識向上を図るとともに、利用者の居住空間から離れた位置にある管理部門の配置を見直す。</p>	<p>(2) ガバナンスの充実・強化</p> <p>(ア) 執行体制の強化（事業団） 4月に役員を刷新して支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した者が就任し、機動的な理事運営会議（県職員も参加）の開催等により、センター・事業団の課題解決に向けた法人運営に努めている。10月からは支援の現場に精通した者が更生園長に就任するとともに、強度行動障害者支援等に精通した学識経験者が顧問に就任した。</p> <p>○理事運営会議 10回 ○理事会 7回 ○評議員会 7回</p> <p>(イ) 管理部門の配置の見直し（事業団） 幹部職員による現場の巡回等により、支援現場における利用者処遇の実態の把握に努めた。また、管理部門の配置の見直しについて検討をはじめた。</p>

評価 (2) ガバナンスの充実・強化

(ア) 執行体制の強化（事業団）

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・ 役員の刷新（理事・監事に支援の現場又は障害者の権利擁護に精通した者の就任）
- ・ 理事運営会議等の開催
- ・ 理事長の就任（4月～）
- ・ 更生園長・顧問の就任（10月～）

平成27年度以降においても、利用者本位のきめ細かなケアの実現を第一義とした法人運営に努めること。

(イ) 管理部門の配置の見直し（事業団）

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・ 幹部職員による支援現場の把握

平成27年度以降においても、引き続き、利用者処遇の実態の把握に努めるとともに、管理部門の配置の見直しの検討を進めること。

4 県や外部による重層的なチェックシステムの構築

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(1) 法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化</p> <p>(ア) 県の指導監督の強化</p> <p>①監査の強化（県） 県の監査において、施設内巡回の時間の拡大、支援員からの聴取り、抜き打ち検査の実施等により、報告書類のチェックにとどまらず、支援の実態を把握する。</p> <p>②監査時の民間人材によるチェック（県） 県の監査等において、民間人材による個別支援計画の確認等を並行的に取り入れ、支援の質についてチェックする。</p> <p>(イ) 指定管理者のモニタリングの強化（県） 外部有識者による運営状況評価において、実質的なチェックを受けられるよう、県独自に把握した情報を提供し、現場の支援状況の確認を受ける等、運用の強化を図る。</p>	<p>(1) 法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化</p> <p>(ア) 県の指導監督の強化</p> <p>①監査の強化（県） 県の監査において、施設内巡回の時間の拡大、支援員からの聴取り、抜き打ち検査等の実施により、支援現場の実態把握に努めた。 ○県の調査 8回延べ24日（1回は抜き打ち）</p> <p>②監査時の民間人材によるチェック（県） 県の監査等において、民間人材による個別支援計画の確認等を並行的に取り入れ、個別支援計画の作成等について指導した。 ○進捗管理委員会委員による個別支援計画確認等 2回</p> <p>(イ) 指定管理者のモニタリングの強化（県） 外部有識者による運営状況評価において、事前に県の監査等で把握した情報を提供した上で現場の支援状況の確認を受ける等、運用の強化を図った。 ○指定管理者モニタリング 10月23日～24日</p>

評価 (1) 法又は協定に基づくチェック体制の充実・強化

(ア) 県の指導監督の強化

① 監査の強化（県）

平成26年度は下記が実施された。

- ・施設内巡回の時間の拡大
- ・支援員からの聴取り
- ・抜き打ち検査

平成27年度以降においても、引き続き、支援の実態把握に努めること。

② 監査時の民間人材によるチェック（県）

平成26年度は下記が実施された。

- ・進捗管理委員会委員による個別支援計画確認等

平成27年度以降においても、引き続き、支援の質のチェックに努めること。

(イ) 指定管理者のモニタリングの強化（県）

平成26年度は下記が実施された。

- ・外部有識者による支援現場確認等

平成27年度以降においても、引き続き、実質的なチェックを受けられるよう努めること。

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(2) 外部チェックの充実・強化</p> <p>(ア) 権利擁護の仕組みの強化（事業団・県） パーソナルサポーターや相談支援アドバイザー等の外部専門職の派遣により、外部の目を入れることで利用者のニーズの実現に向けた支援の質の向上を図る。また、虐待防止委員会への保護者や外部有識者の参加、苦情解決第三者委員の相談や巡回、保護者の定期的な巡回等を行う体制を確保する。</p>	<p>(2) 外部チェックの充実・強化</p> <p>(ア) 権利擁護の仕組みの強化（事業団・県） パーソナルサポーターや相談支援アドバイザー等の外部専門職の派遣により、外部の目を入れることで利用者のニーズの実現に向けた支援の質の向上を図った。また、虐待防止委員会への保護者や外部有識者の参加、苦情解決第三者委員の相談や巡回、保護者の定期的な巡回等を行う体制の確保に努めた。振り返りチェックシート（支援の向上を目指して、自らの支援を振り返ったり、他者のよい支援を参考にするためのチェックシート）等について虐待防止部会で検討し、改訂等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○パーソナルサポーター5名による養育園第2寮児童等5名の支援環境等確認（3月～・月2回程度） ○パーソナルサポーター12名による養育園第2寮児童等12名の支援環境等の確認（10月～・月1～2回程度） ○相談支援アドバイザー3名による更生園の支援環境等の確認（7月～・月2回程度） ○虐待防止委員会への保護者等の参加（4月～・月1回開催） ○虐待防止部会の活性化（4月～・月1回開催） ○苦情解決第三者委員の相談・巡回（4月～・月1回程度） ○保護者等の巡回（4月～・月1～2回程度）

評価（ア）権利擁護の仕組みの強化（事業団・県）

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・ パーソナルサポーター等外部専門職の派遣
- ・ 虐待防止委員会への保護者等の参加
- ・ 苦情解決第三者委員や保護者等の巡回

平成27年度以降においても、引き続き、パーソナルサポーター等外部の目を入れることで、権利擁護の仕組みの強化に努めること。

実 施 内 容	平成26年度末までの進捗状況
<p>(イ) 外部事業所による計画作成の強化 (事業団) 事業団以外の民間法人が運営する相談支援事業所において、県立施設利用者の計画相談及びモニタリングを実施することにより、支援を客観的に評価し、外部性や地域との関係を確保する。</p> <p>(ウ) 研修時の外部機関の活用 (事業団) 千葉県発達障害者支援センター等を活用し、職員に対し計画的に研修を行い職員の支援の専門性を高めるほか、アンケートの実施などにより研修の成果等のチェックを受ける。</p>	<p>(イ) 外部事業所による計画作成の強化 (事業団) 事業団以外の民間法人が運営する相談支援事業所による計画作成への切替えに努めた。 ○更生園 外部相談事業所による計画作成13名 ○養育園 外部相談事業所による計画作成3名</p> <p>(ウ) 研修時の外部機関の活用 (事業団) 千葉県発達障害者支援センターや外部講師による研修を実施し、アンケートを行った。また、外部研修や他の民間施設見学等の研修に参加した職員による研修報告等を実施し、研修成果の共有を図った。 ○虐待防止やコンプライアンスに関する外部講師による研修 9回 (うち3回は全支援員が受講) ○専門知識や技術の向上に関する外部講師等による研修 ・更生園スーパーバイズ研修 (5月～・月1回)・養育園からも参加 ・養育園スーパーバイズ研修 (5月～10月、12月、2月・計13回) ・養育園SSTスーパーバイズ研修 (4月～月1回) ○外部研修後の研修報告 ・31件</p>

評価 (イ) 外部事業所による計画作成の強化 (事業団)

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・外部の計画相談支援事業所による計画作成

平成27年度以降においても、引き続き、外部の計画相談支援事業所による計画作成が進むよう努めること。

(ウ) 研修時の外部機関の活用 (事業団)

平成26年度は下記について進捗が認められた。

- ・外部講師等による研修の拡充
- ・全支援員の虐待防止研修の受講

平成27年度以降においても、引き続き、千葉県発達障害者支援センターを含む外部機関等を活用し、計画的な研修実施に努めること。

見直し進捗管理委員会委員からの付帯意見

袖ヶ浦福祉センターが地域や他の施設から孤立していることは検証委員会の最終報告でも指摘されたところであり、袖ヶ浦福祉センターのみに重度の障害がある人への支援を任せきりにするようなことがあってはならない。そのためには、袖ヶ浦福祉センター以外の施設や地域の関係者が、地域で支援が困難だと判断された障害者を県立施設に委ねるだけでなく、袖ヶ浦福祉センターの利用者に対して、地域も一体となった継続的な支援が行われるための施策も必要と考えられる。検証委員会の最終報告の趣旨を踏まえ、今回示した見直し項目以外にも、一層の取組みを図るよう、平成27年度以降において、さらに検討されたい。